

証券コード：2730
平成22年6月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都千代田区外神田一丁目9番14号
(本社事務所)
大阪市北区堂島一丁目5番17号

株式会社 エディオン

代表取締役社長 久保允誉

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日(月曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第9期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 当社と株式会社エディオンWESTおよび株式会社エディオンEASTとの合併契約承認の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前(平成22年6月25日)までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.edion.co.jp>)へ掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の底打ちを示す指標が一部見られるものの、急速な回復は見込めず、厳しい雇用・所得環境などから個人消費は低迷し、依然として厳しい状況が続きました。

当家電小売業界におきましては、平成23年7月のアナログ放送終了に向けたテレビの買い替え需要に加え、政府の経済対策の一つである「家電エコポイント」効果の後押しもあり、薄型テレビや冷蔵庫が好調に推移しました。また、肉食志向の高まりにより調理家電などの生活家電商品についても底堅く推移しました。一方で、記録的な冷夏となりエアコンなどの季節商品は不振となったほか、単価の下落によりパソコンなどの情報関連商品は低迷しました。また、個人消費が低迷する中で、競合各社との激しい競争が続いており、業界全体としては厳しい市場環境の中で推移しました。

こうした中で当企業グループは、平成21年10月1日に㈱デオデオと㈱ミドリ電化を合併いたしました。また同時に合併会社の商号を㈱エディオンWESTに、㈱エデンの商号を㈱エディオンEASTに変更し、経営の効率化およびグループガバナンスの強化とグループブランディングの再構築に努めました。

また、家電エコポイント制度にあわせた販売政策や価格競争力の高い商品の投入による売上拡大に取り組んでまいりました。これらによりテレビやブルーレイディスクレコーダなどが大きく伸長したほか、大型冷蔵庫なども好調に推移いたしました。

加えて、中部以西の基盤エリアにおいて新規出店等によるシェアの拡大を図ったほか、近畿エリアで展開する㈱ミドリ電化の創業50周年を記念した「創業50周年祭」実施や新たに小型フランチャイズ店の展開を開始するなど、個別のエリアにおける収益基盤の強化にも取り組んでまいりました。

そのほか、当連結会計年度より新規事業として本格的に取り組みを開始したリフォーム事業につきましても、新規出店店舗を中心に売場の拡大を行ってきたほか、当企業グループ独自の研修施設の設置による人材育成の強化など、今後の売上拡大に向けた基盤整備に取り組んでまいりました。

なお、上記の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は以下のとおりとなりました。

営業店舗の状況

	前 期 末	増 加	減 少	差 引	当 期 末
直 営 店	421店	13店	16店	△3店	418店
F C 店	657店	38店	12店	26店	683店
合 計	1,078店	51店	28店	23店	1,101店
直営店売場面積	1,056,301㎡	66,326㎡	40,865㎡	25,461㎡	1,081,762㎡

(注) 上記の他に、家電直営店7店舗を移転もしくは建替、3店舗を増床しております。

連結業績の概況

(1) 売上高

当連結会計年度の売上高は8,200億30百万円(前期比102.1%)となりました。これは家電エコポイント効果もあり、映像関連商品を中心に売上高が伸長したことと、新規出店、増床等の積極的な店舗展開等によるものであります。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は105億9百万円(前期比852.6%)となりました。これは前連結会計年度から引き続いて経費削減につとめたことと、一部の取引先の仕入割引を営業外収益から売上原価に含めて処理することに変更したこと等によるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は196億12百万円(前期比166.9%)となりました。これは主に営業利益の増加にともなう増加であります。

(4) 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は93億23百万円(前期は135億6百万円の当期純損失)となりました。これは、減損損失35億39百万円を含む特別損失が54億57百万円、法人税等が41億55百万円あったこと等によるものであります。

(単位：百万円)

	21年3月期	22年3月期	増 減 額	前期比(%)
連 結 売 上 高	803,004	820,030	17,026	102.1
営 業 利 益	1,232	10,509	9,277	852.6
経 常 利 益	11,751	19,612	7,861	166.9
当期純利益又は当期純損失(△)	△13,506	9,323	22,829	—

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品別連結売上高

区 分	前 連 結 平成20年4月1日から 会計年度 平成21年3月31日まで		当 連 結 平成21年4月1日から 会計年度 平成22年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
映 像 商 品	百万円 195,646	% 24.4	百万円 238,260	% 29.1	% 21.8
音 響 商 品	29,847	3.7	29,250	3.6	△2.0
冷 暖 房 商 品	73,669	9.2	67,534	8.2	△8.3
家 庭 電 化 商 品	161,227	20.1	159,536	19.4	△1.1
情 報 通 信 商 品	192,068	23.9	178,376	21.8	△7.1
そ の 他	150,543	18.7	147,071	17.9	△2.3
計	803,004	100.0	820,030	100.0	2.1

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 前連結会計年度まで、携帯電話の契約による手数料収入を「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「情報通信商品」に含めて表示することといたしました。

なお、前連結会計年度につきましては、比較の整合性をとるために、前連結会計年度分を変更後の集計方法で集計しております。

企業集団の地区別連結売上高

区 分	前 連 結 平成20年4月1日から 会計年度 平成21年3月31日まで		当 連 結 平成21年4月1日から 会計年度 平成22年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
北 海 道 ・ 東 北 地 方	百万円 15,117	% 1.9	百万円 16,777	% 2.0	% 11.0
北 陸 地 方	34,185	4.2	34,325	4.2	0.4
関 東 地 方	51,463	6.4	32,819	4.0	△36.2
中 部 地 方	238,525	29.7	243,512	29.7	2.1
近 畿 地 方	185,953	23.1	200,561	24.4	7.9
中 国 地 方	192,523	24.0	203,150	24.8	5.5
四 国 地 方	29,340	3.7	30,938	3.8	5.5
九 州 地 方	55,893	7.0	57,943	7.1	3.7
計	803,004	100.0	820,030	100.0	2.1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、金利上昇リスクの回避およびグループ内の財務安全性確保のため、平成21年8月10日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより110億円を調達いたしました。また、既存の借入金の借換資金として、平成22年1月29日に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより120億円を調達いたしました。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は258億54百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(エディオンWESTグループ)				m ²
新 設	ミドリ洲本店	兵庫県洲本市	H21.04.24	3,200
”	ミドリ新加古川店	兵庫県加古川市	H21.04.29	4,262
”	ミドリ枚方店	大阪府枚方市	H21.09.11	4,959
”	ミドリ草津店	滋賀県草津市	H21.10.09	2,114
”	ミドリ門真店	大阪府門真市	H21.11.27	4,165
営 業 譲 受	デオデオ因島店	広島県尾道市	H22.02.06	935
”	デオデオ甲山店	広島県世羅町	H22.02.06	747
”	デオデオ竹原店	広島県竹原市	H22.02.06	993
建 替	デオデオ焼山店	広島県呉市	H21.04.24	496
移 転	デオデオ東福山店	広島県福山市	H21.06.19	1,911
”	ミドリ南千里ジャスコ店	大阪府吹田市	H21.10.17	△2,195
”	デオデオ新鳥取本店	鳥取県鳥取市	H21.10.30	3,709
”	デオデオ東広島本店	広島県東広島市	H21.11.20	3,744
増 床	デオデオオー宮店	岡山市北区	H21.06.26	526
”	デオデオ東川原店	岡山市中区	H21.06.26	1,340
業 態 変 更	デオデオアウトレット 香椎浜店	福岡市東区	H21.08.28	△2,126

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(エディオンEASTグループ)				m ²
新 設	ishimaruららぽーと新三郷店	埼玉県三郷市	H21. 09. 15	3, 093
”	エイデン東海通店	名古屋市港区	H21. 10. 09	4, 759
”	エイデン一宮本店	愛知県一宮市	H21. 10. 23	5, 457
建 替	エイデン安城店	愛知県安城市	H21. 07. 02	1, 988
(サンキューグループ)				m ²
移 転	100満ボルト福井南本店	福井県福井市	H21. 12. 12	5, 039

- (注) 1. (株)ミドリ電化は平成21年10月1日に(株)デオデオに吸収合併されており、設備名としてはミドリとして営業しておりますので、エディオンWESTに含めて記載しております。
2. 石丸電気(株)は平成21年2月1日に(株)エイデンに吸収合併されており、設備名としてはishimaruとして営業しておりますので、エディオンEASTに含めて記載しております。
- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
(株)デオデオは、平成21年10月1日をもって(株)ミドリ電化を吸収合併し、(株)エディオンWESTに社名変更しております。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
当社は、平成22年4月1日に(株)エヌワークの全株式を取得し、100%子会社としております。

1-3. 直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
売上高(百万円)	740,293	851,205	803,004	820,030
経常利益(百万円)	18,631	21,227	11,751	19,612
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	7,367	6,754	△13,506	9,323
総資産額(百万円)	390,550	437,410	387,136	403,180
純資産額(百万円)	162,176	177,576	135,583	141,642
1株当たり純資産額(百万円)	1,258.61	1,290.78	1,149.25	1,237.96
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(百万円)	69.76	63.96	△127.90	89.60
自己資本比率(百万円)	34.0	31.2	31.3	31.7

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。自己株式数には、当連結会計年度末に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式740,200株を加算しています。

(2) 事業報告作成会社の財産および損益の状況

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
営業収益(百万円)	7,254	10,677	13,649	14,884
経常利益(百万円)	2,342	2,525	3,718	3,351
当期純利益(百万円)	443	3,110	1,402	2,339
総資産額(百万円)	225,889	278,226	282,845	288,059
純資産額(百万円)	120,135	120,723	120,662	119,986
1株当たり純資産額 (円)	1,137.51	1,143.14	1,142.69	1,162.61
1株当たり当期純利益 (円)	4.20	29.45	13.28	22.48
自己資本比率 (%)	53.2	43.4	42.7	41.6

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。自己株式数には、当連結会計年度末に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式740,200株を加算しています。

1-4. 対処すべき課題

当企業グループは、持株会社である㈱エディオンの傘下に、中国・四国・九州地方の「デオデオ」と近畿地方の「ミドリ」を展開する㈱エディオンWEST、中部地方の「エイデン」と関東地方の「ishimaru」を展開する㈱エディオンEAST、北陸地方を中心に「100満ボルト」を展開する㈱サンキュー、システム開発等を行う㈱エヌワークの事業会社4社およびそれぞれの子会社・関連会社で構成されており、中部以西の西日本地域においてトップクラスのシェアを誇る家電量販グループであります。当企業グループは、これら事業会社それぞれが持つ得意分野におけるノウハウの融合を図ることによってさらなる成長性と効率性の実現を目指しています。

現在、わが国の経済は大変厳しい状況にあり、当家電小売業界においても厳しい企業間競争が続いております。こうした中、当企業グループでは、①成長性の追求および②企業体質の強化に努め、収益力の向上に取り組んでまいります。

①成長性の追求

当企業グループは、現在、好調に推移している映像関連商品の伸びが鈍化した場合に備え、成長分野であるリビング・ソーラー事業、Eコマース事業、フランチャイズ事業のさらなる拡大に向けて取り組んでまいります。

リビング・ソーラー事業については、平成21年5月から本格的な取り組みを開始いたしました。店舗の出店および改装等にあわせて展開店舗数を拡大するとともに、広島・大阪・愛知に設置した研修施設により、販売および工事の人材育成を図り、事業を強化してまいります。

Eコマース事業については、今後、さらなる伸びが期待できるネットショッピング市場において、実店舗を多数有する優位性を活かしながら事業を強化し、売上を拡大してまいります。また、インターネット接続事業においては、プロバイダとして草分け的な存在である「デオデオエンジョイネット」のノウハウを活かし、平成21年10月から新たにWiMAXによる接続サービス「エディオンクオルネット」の展開を開始いたしました。実店舗によるサポート体制等の強みを活かしながら、会員数の拡大を図り、売上を拡大してまいります。

フランチャイズ事業については、これまで中国・四国・九州地方においては「デオデオ・ファミリーショップ」、中部地方においては「エイデン・ファミリーショップ」を展開しておりましたが、平成22年3月から新たに近畿地方において「ミドリ・ファミリーショップ」の展開を開始いたしました。地域店の良さと量販店の価格を融合したフランチャイズは、今後の高齢化社会においてニーズの拡大が見込まれる事業であり、各地域において加盟店獲得の強化を図ってまいります。

これら成長分野における事業を拡大し、目標とする売上高1兆円の早期実現に向けて取り組んでまいります。

②企業体質の強化

当企業グループは、現在のような厳しい経営環境の中でも収益を安定して創出していくために、企業体質の強化に取り組んでおります。

平成21年11月から導入した新システムによりグループ全体のオペレーションの統一を図り、生産性の向上と店舗業務の効率化を図ります。同時に、間接部門のスリム化を図り、営業力の強化と効率的な運営体制を構築してまいります。経費の削減についても、継続的な取り組みによって販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

また、お客様に継続的に支持していただける店舗となるために、平成21年8月から導入した「お客様モニター制度」や安心して商品をご使用いただくための「商品性能テスト研究所」の積極活用等により経営理念「買って安心、ずっと満足」に基づく活動を強化してまいります。

これら施策をグループ全体で積極的に取り組み、事業基盤の強化による収益力の向上およびキャッシュ・フローの長期安定的な創出に努めてまいります。

なお、平成22年5月14日開催の取締役会において、当社と子会社である(株)エディオンWEST、(株)エディオンEASTの3社を平成22年10月1日付で合併することを決議し、第9回定時株主総会の議案として上程しております。これにより意思決定のさらなる迅速化およびそれぞれの経営資源の一層の効率化を図り、収益力を向上させてまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、当社と子会社である㈱エディオンWEST、㈱エディオンEASTおよび㈱サンキューならびにそれぞれの子会社149社を含め子会社152社および関連会社4社で構成され、家庭電化商品および情報通信機器の販売を主な事業とし、㈱エディオンWESTの基盤である中国地方および近畿地方、㈱エディオンEASTの基盤である中部地方および関東地方、㈱サンキューの基盤である北陸地方のほか、四国・九州・北海道など広範囲にわたり家電量販店を展開しております。

当企業グループは、㈱デオデオおよび㈱エイデンが平成14年3月に株式移転により当社を設立したことにより発足いたしました。平成17年4月には株式交換により㈱ミドリ電化を100%子会社としたほか、平成19年6月には、北陸地方を中心に北海道・関東・山陰・九州など広範囲に店舗ネットワークをもつ㈱サンキューの株式40.0%を取得し連結子会社といたしました。また、平成19年3月までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークをもつ石丸電気㈱の株式40.0%を取得し、一方で関東地方で事業活動を担う子会社として平成19年10月に㈱東京エディオンを設立、その後、平成20年10月には、石丸電気㈱の株式を追加取得し100%子会社とするなど関東地方における事業基盤の強化に努めてまいりました。平成21年2月には㈱エイデンが中部以東の東日本を一体運営するため、㈱東京エディオン、石丸電気㈱等を吸収合併するなど子会社の再編を行いました。

また、経営効率のさらなる向上の実現を目指し、平成21年10月には㈱デオデオが㈱ミドリ電化を吸収合併し㈱エディオンWESTに、㈱エイデンが㈱エディオンEASTに社名変更いたしました。

エディオングループの取扱商品を大別すると、次のとおりであります。

品 種	主 要 商 品
映 像 商 品	テレビ・ビデオ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・DVDレコーダー等
音 響 商 品	コンポーネントステレオ・ミニコンポ・デジタルオーディオ等
冷 暖 房 商 品	エアコン・ストーブ・ファンヒーター・電子カーペット・家具調コタツ等
家 庭 電 化 商 品	冷蔵庫・レンジ・調理用品・洗濯機・クリーナー・理美容用品・住宅設備機器・照明器具等
情 報 通 信 商 品	パソコン・パソコン周辺機器・パソコンソフト・携帯電話・ファックス・電卓・電子手帳等
そ の 他	コンパクトディスク・DVDソフト・電子楽器・玩具・電池・電球・電子部品・ホームセンター商品・収納家具等の販売・家庭電化商品等の配送、設置、修理、工事等のサービス

1-6. 企業集団の主要拠点等および使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(平成22年3月31日現在)

会社名	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
㈱エディオンWEST	家庭電化商品等の販売	201	599	800	4	14	18
(デオデオカンパニー)		120	598	718	1	13	14
(ミドリ電化カンパニー)		81	1	82	3	1	4
㈱エディオンEAST	家庭電化商品等の販売	114	83	197	△4	12	8
㈱サンキュー	家庭電化商品等の販売	52	1	53	△4	0	△4
家電店舗小計		367	683	1,050	△4	26	22
㈱エディオンEAST	ホームセンター商品等の販売	7	0	7	0	0	0
㈱エイデンコミュニケーションズ	携帯電話等の販売	44	0	44	1	0	1
その他店舗小計		51	0	51	1	0	1
合計		418	683	1,101	△3	26	23

(注) 1. ㈱デオデオは平成21年10月1日をもって㈱ミドリ電化を吸収合併し、㈱エディオンWESTに社名変更しております。

2. ㈱エイデンは平成21年10月1日をもって㈱エディオンEASTに社名変更しております。

(2) 企業集団および事業報告作成会社の使用人の状況(平成22年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数 10,640名

② 事業報告作成会社の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
385名	△66名	42歳8か月	16年3か月

(注) 1. 従業員数には出向社員362名を含んでおり、平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。

2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

3. 従業員数が前事業年度から減少しておりますが、これはシステム統合による出向者の減少によるものであります。

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
㈱エディオンWEST	広島市中区	昭和22年5月	百万円 19,294	% 100.0	家庭電化商品等の販売
㈱エディオンEAST	名古屋市中村区	昭和23年12月	12,694	100.0	家庭電化商品等の販売
㈱エイデンコミュニケーションズ	名古屋市中千種区	平成12年5月	300	(100.0)	携帯電話等の販売
㈱コムネット	愛知県春日井市	昭和58年2月	100	(100.0)	家庭電化商品等の修理および配送設置、工事
㈱エヌワーク	名古屋市中千種区	昭和48年12月	30	(100.0)	電算システムの運営および開発
エム・イー・ティー特定目的会社	東京都千代田区	平成13年5月	4,700	—	資産流動化計画に基づく特定資産の管理
㈱サンキュー	福井県福井市	昭和51年11月	10	40.0	家庭電化商品等の販売

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。また、()内の数値は子会社を通じて間接に保有する議決権比率を表示しております。

3. ㈱デオデオは平成21年10月1日をもって㈱ミドリ電化を吸収合併し、㈱エディオンWESTに社名変更しております。

4. ㈱エイデンは平成21年10月1日をもって㈱エディオンEASTに社名変更しております。

5. 当社は、平成22年4月1日をもって㈱エヌワークの全株式を取得し、100%子会社としております。

1-8. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,800 <small>百万円</small>
株 式 会 社 広 島 銀 行	3,700
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェントとするシンジケート団	12,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#1	10,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#2	14,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#3	9,600
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#4	9,900
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェントとするコミットメントライン	21,000

(注) 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団は、株式会社大垣共立銀行その他の32行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#1は株式会社十六銀行その他の26行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は株式会社広島銀行その他の18行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#3は株式会社中国銀行その他の17行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#4は株式会社みずほ信託銀行その他の23行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、意思決定のさらなる迅速化および経営資源の一層の効率化を図るため、当社と子会社である(株)エディオンWEST、(株)エディオンEASTの3社を平成22年10月1日付で合併することを決議し、平成22年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会にて合併契約の承認の件を上程しております。

合併契約の内容は、株主総会参考書類55ページから57ページに記載のとおりでございます。

2. 株式に関する事項(平成22年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
 ② 発行済株式の総数 105,665,636株
 ③ 株主数 19,507名
 ④ 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,038 ^{千株}	11.67 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,883	6.67
エディオングループ社員持株会	5,789	5.61
株 式 会 社 ダ イ イ チ	5,779	5.60
興 富 株 式 会 社	5,050	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,176	2.11
久 保 允 誉	2,098	2.03
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,692	1.64
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,621	1.57
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,501	1.46

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式2,533,812株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 自己株式(2,533,812株)には、従業員持株E S O P信託口が所有する740,200株を含んでおります。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成20年5月9日に発行いたしました。

① 社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

② 本社債の総額

15,000,000,000円および代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

③ 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

④ 当初転換価額 1,353円

⑤ 本社債の利率 利息は付さない。

⑥ 発行決議日 平成20年4月23日

⑦ 払込期日および発行日 平成20年5月9日

⑧ 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時(ジュネーブ時間)までとする。

⑨ 償還期限 平成25年5月10日

⑩ 募集に関する事項

(ア) 単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch(以下、「Daiwa Securities SMBC Europe」という。)および共同主幹事引受会社であるNomura Bank(Switzerland)Ltd.(両者を合わせて以下、「買取人」と総称する。)の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における募集

(イ) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

(2) 新株予約権の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況(平成22年3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

- ・新株予約権の数 3,000個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 300,000株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり59,700円(1株当たり597円)
- ・権利行使期間
平成23年8月7日から平成26年8月6日まで
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・保有状況 取締役 9名 新株予約権の数 3,000個
(平成22年3月31日現在) 監査役 0名
- ・主な行使条件
(ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受ける当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
(イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
(ウ)新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任または定年により退職した場合には、この限りではない。

② 当事業年度中に当社従業員、子会社役員および従業員に交付した新株予約権の状況(平成22年3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

- ・新株予約権の数 12,700個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 1,270,000株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり59,700円(1株当たり597円)
- ・権利行使期間
平成23年8月7日から平成26年8月6日まで
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項
(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・保有状況
当社従業員 3名
(平成22年3月31日現在) 新株予約権の数 40個
当社の子会社の役員および従業員 676名
新株予約権の数 12,580個
- ・主な行使条件
(ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受ける当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
(イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
(ウ)新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任または定年により退職した場合には、この限りではない。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役および監査役の状況(平成22年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 允 誉	株式会社エディオンWEST代表取締役社長
取締役副社長	岡 嶋 昇 一	情報システム本部長、株式会社エディオンEAST代表取締役社長
取締役副社長	友 則 和 寿	株式会社エディオンWEST代表取締役デオデオカンパニー社長
取締役副社長	中 口 雄 司	株式会社エディオンWEST代表取締役ミドリ電化カンパニー社長
常務取締役	藤 川 誠	総務人事本部長 兼 法務室長
取 締 役	船 守 精 一	営業本部長
取 締 役	麻 田 祐 司	財務経理本部長 兼 財務経理部長
取 締 役	梅 原 正 幸	内部監査室長
取 締 役	山 崎 徳 雄	経営企画室長
常勤監査役	高 橋 圭 治	
監 査 役	石 田 勝 治	
監 査 役	異 相 武 憲	弁護士、株式会社エディオンEAST社外監査役、旭化学工業株式会社社外監査役
監 査 役	沖 中 隆 志	税理士、株式会社エディオンWEST社外監査役

- (注) 1. 監査役のうち、異相武憲、沖中隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役高橋圭治氏は、長年にわたり経営管理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役石田勝治氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当該営業年度中の取締役および監査役の異動
取締役梅原正幸、山崎徳雄の両氏は、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
7. 当社は、監査役沖中隆志氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

4-2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	9	175百万円	
監 査 役	4	18百万円	(うち社外監査役2名、5百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額5億50百万円以内とご承認いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人給与36百万円を支給しております。
4. 上記のほか、社外監査役2名が監査役を兼任する子会社から監査役として受けた報酬等の総額は6百万円であります。

4-3. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職会社名	兼職の内容	当社と兼職会社との関係
社外監査役	異相武憲	㈱エディオンEAST 旭化学工業株式会社	社外監査役 〃	100%子会社であります。 特別な関係はありません。
社外監査役	沖中隆志	㈱エディオンWEST	社外監査役	100%子会社であります。

4-4. 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
異相武憲 (社外監査役)	当事業年度に開催した34回の取締役会のうち22回に出席、また、7回開催した監査役会のうち6回に出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これら場において弁護士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
沖中隆志 (社外監査役)	当事業年度に開催した34回の取締役会のうち29回に出席、また、7回開催した監査役会全てに出席いたしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これら場において税理士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

4-5. 責任限定契約

(責任限定契約の内容)

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外監査役異相武憲氏および沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき各社外監査役との間で同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名または名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当社および当社の子会社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
②当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
③当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

5-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力いたします。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記3項目の基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している（下記）。さらに、これを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、役員、従業員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は、経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念を役員、従業員に直接伝えるよう努める。

エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、ここに「エディオングループ倫理綱領」を制定し、お客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、法令と健全な社会慣習を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて行動します。社長をはじめとする経営者は本綱領の精神を常に自らに問い、率先垂範と周知徹底に努め、これに反する事態に際しては問題解決と再発防止に全力で対応するとともに迅速な説明と厳正な対処を行います。

1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
2. お客様本位の公正な競争を行います
3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
6. 企業情報を適時適切に開示します
7. 環境問題に積極的に取り組みます
8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
9. 反社会的勢力とかかわりません
10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます

(2) コンプライアンス統括責任者およびコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス統括責任者とし、その指揮の下に、「コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月開催する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、総務人事部を事務局とする。また、当社および各事業子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に報告するとともに、コンプライアンス強化施策の立案および遵守状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程に基づいてグループ各社のコンプライアンス事務局または弁護士事務所直結のホットライン(匿名可)を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と再発防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報（文書および電磁的データ）の保存および管理は、取締役会で決定する文書管理規程に基づき、総務担当取締役が責任者としてこれを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各企業のリスクを総括的に管理する「リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理規程を定め、リスクの種類毎に責任部署を定める。

リスク管理委員会は、リスク管理担当役員を委員長とし、総務人事部を事務局とする。また、当社および各事業子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

リスク管理委員会は、リスクに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に答申または報告するとともに、リスク予防策、対応策の立案および管理状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるリスクに関してアドバイスを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社およびグループ各企業は、経営環境の見通しに基づいて中期経営計画および年度事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門または管理部門を所管する取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次で系統的に集計管理し、各取締役および取締役会にすみやかに報告される。

(2) 経営会議による重要事項の機動的審議と情報共有

基本的に月2回開催する取締役会のほかに経営会議を設置し、重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有を図る。

経営会議は当社社長を議長とし、取締役、各事業会社の社長（取締役を兼務）、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。なお、取締役会および経営会議は、必要に応じてテレビ会議形式で機動的に開催する体制とする。

(3) 業務分掌・職務権限の明確化

期首または組織改編のつど、各規程の見直しを行い、取締役および職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化または委譲を行う。

(4) 社外アドバイザーの活用

弁護士事務所、会計事務所および外部シンクタンク等からの提言を得て、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社たる事業会社におけるコンプライアンス推進担当者任命

「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」および「倫理綱領カード」は、グループ内事業会社すべてに適用・配布する。各事業会社総務・人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として事業会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談およびコンプライアンス事務局との連絡を担当する。

また、事業会社各社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様の運用を行う。

(2) 子会社たる事業会社に対する内部監査

当社内部監査室は、グループ内事業会社各社を対象として内部監査を実施し、結果を当該事業会社社長および当社取締役会に報告する。

(3) 関係会社管理規程に基づくグループ経営の遂行

関係会社管理規程により、子会社たる事業会社の独自性を尊重しつつ、子会社の経営にかかる重要事項について当社取締役会等への定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定して子会社たる事業会社の経営を管理する。

(4) 総務人事合同会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の実施

当社総務人事担当取締役を議長として総務人事合同会議を毎月開催し、当社および子会社たる事業会社の総務人事担当部長の情報交換やグループ方針の確認等を行う。

また、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備等についての情報共有とすりあわせを行う。

(5) 当社からの子会社たる事業会社に対する不当要求のチェック体制
コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求または施策の命令は当社取締役会内および当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する事項

監査役会に対して取締役および使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社およびグループ内事業会社各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項および経営会議における審議事項とする。報告の方法等の運営事項については、コンプライアンス委員会事務局と監査役の協議に基づいて決定するものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または関係する使用人に説明を求めるものとする。

また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

9. 財務報告の適正性を確保する体制

(1) 当社およびグループ各企業は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針として内部統制規程を制定し、当該基本方針を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

- (2) 当社およびグループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

10. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。
- (3) 内部監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

7. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もともと、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループおよび関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

まず、エリア内の各商圈においてドミナント体制をとり、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上などによりマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、家電以外の商品の積極的な展開を進めており、高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

また、統合効果の創出に積極的に取組んでおり、グループ各社で様々なノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。

本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1) 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただきます。

(2) 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役および社外有識者等の中から選任します。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止またはその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	21,204	支払手形及び買掛金	48,215
受取手形及び売掛金	38,876	短期借入金	39,395
有価証券	6	一年内返済予定の長期借入金	19,243
商品及び製品	82,827	リース債務	138
原材料及び貯蔵品	286	未払法人税等	4,565
繰延税金資産	8,836	未払消費税等	856
その他	14,161	賞与引当金	5,320
貸倒引当金	△132	ポイント引当金	8,739
流動資産合計	166,065	その他	36,385
II 固定資産		流動負債合計	162,860
1 有形固定資産		II 固定負債	
建物及び構築物	75,248	社債	500
工具、器具及び備品	6,315	転換社債型新株予約権付社債	15,000
土地	77,614	長期借入金	52,807
リース資産	1,890	リース債務	1,174
建設仮勘定	1,708	繰延税金負債	115
その他	1,285	再評価に係る繰延税金負債	2,614
有形固定資産合計	164,062	退職給付引当金	9,747
2 無形固定資産		商品保証引当金	2,323
のれん	766	負債のれん	5,560
その他	18,460	その他	8,833
無形固定資産合計	19,227	固定負債合計	98,676
3 投資その他の資産		負債合計	261,537
投資有価証券	6,508	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,496	I 株主資本	141,392
差入保証金	33,518	資本金	10,174
その他	7,176	資本剰余金	82,367
貸倒引当金	△896	利益剰余金	50,723
投資その他の資産合計	53,803	自己株式	△1,873
固定資産合計	237,092	II 評価・換算差額等	△13,718
III 繰延資産		その他有価証券評価差額金	261
株式交付費	9	土地再評価差額金	△13,980
社債発行費	12	III 新株予約権	84
繰延資産合計	21	IV 少数株主持分	13,884
資産合計	403,180	純資産合計	141,642
		負債・純資産合計	403,180

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
I 売上高		820,030
II 売上原価		625,228
売上総利益		194,801
III 販売費及び一般管理費		184,291
営業利益		10,509
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	501	
仕入割引	6,479	
負のれん償却額	1,926	
持分法による投資利益	85	
その他の	1,725	10,717
V 営業外費用		
支払利息	1,304	
貸倒引当金繰入額	30	
その他の	280	1,614
経常利益		19,612
VI 特別利益		
固定資産売却益	139	
貸倒引当金戻入益	1	
投資有価証券売却益	170	
賃貸借契約解約益	87	
その他の	58	456
VII 特別損失		
固定資産売却損	381	
固定資産除却損失	894	
減損損	3,539	
投資有価証券評価損	1	
賃貸借契約解約損	554	
その他の	85	5,457
税金等調整前当期純利益		14,612
法人税、住民税及び事業税	6,088	
法人税等調整額	△1,933	4,155
少数株主利益		1,133
当期純利益		9,323

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	10,174	82,359	43,916	△68	136,382
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,558		△1,558
土地再評価差額金取崩			△957		△957
当 期 純 利 益			9,323		9,323
自己株式の取得				△1,834	△1,834
自己株式の処分		8		28	37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		8	6,806	△1,805	5,009
平成22年3月31日残高	10,174	82,367	50,723	△1,873	141,392

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成21年3月31日残高	△88	△14,938	△15,026	—	14,227	135,583
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,558
土地再評価差額金取崩						△957
当 期 純 利 益						9,323
自己株式の取得						△1,834
自己株式の処分						37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	350	957	1,307	84	△343	1,049
連結会計年度中の変動額合計	350	957	1,307	84	△343	6,059
平成22年3月31日残高	261	△13,980	△13,718	84	13,884	141,642

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 152社

(1) 主要な連結子会社の名称

(株)エディオンWEST、(株)エディオンEAST、(株)サンキュー 他149社

なお、前連結会計年度において100%連結子会社でありました(株)ホームエキスプロは、平成21年4月1日に100%連結子会社である(株)エディオンEAST(旧：(株)エイデン)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において100%連結子会社でありました(株)ミドリ電化は、平成21年10月1日に100%子会社である(株)エディオンWEST(旧：(株)デオデオ)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 4社

(1) 主要な会社等の名称

(株)パソナeプロフェッショナル、(株)ふれあいチャンネル、

(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン(有)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法によって算定してあります。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

②デリバティブ取引

③たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

評価方法

家庭電化商品については移動平均法及び最終仕入原価法によっております(移動平均法は主として㈱エディオンWEST、㈱エディオンEASTの商品に、最終仕入原価法は主として㈱サンキューの商品に適用されております)。また、ホームセンター商品については主として売価還元法によっております。(会計方針の変更)

当連結会計年度より、連結子会社の㈱ミドリ電化(現：㈱エディオンWEST)において、たな卸資産の評価方法を先入先出法から移動平均法に変更いたしました。これは、他の主要な連結子会社が従前より移動平均法によって評価しており、各事業会社共通の統合情報システムが稼動したことに伴い、同一の方法による評価が可能になったことによるものであります。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によってした場合と比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が175百万円減少しております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～60年
器具及び備品	2～20年

- ②無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- ①社債発行費 社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。
- ②株式交付費 3事業年度にわたり每期均等額を償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
(会計方針の変更)
当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。
数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。
- ④ポイント引当金 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は675百万円であります。
ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来見込み利用額を計上することとしております。

- ⑤商品保証引当金 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を見積計上しております。

(追加情報)

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上していましたが、当連結会計年度にそれぞれの取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、それぞれの臨時株主総会において、廃止日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することが承認可決されました。

これにより、「役員退職慰労引当金」は全額取り崩され、連結子会社の支給額の未払分は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

- (6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(仕入割引処理の変更)

前連結会計年度まで、商品の仕入代金現金決済時に受取る仕入代金の割引等については、受取時に営業外収益の「仕入割引」等として会計処理していましたが、当連結会計年度より、一部の取引先の割引については仕入時に仕入控除項目として、「売上原価」に含めて処理することに変更いたしました。

この変更は、適用される仕入割引の割引率と市場の実勢金利との乖離が長期化するなかで、当連結会計年度より一部の取引先について契約内容の見直し等を行ったことにより、一部の取引先の割引においては売上原価の仕入割戻との区別が実質的になくなってきており、より適正に売上損益を表示するために実態に即して見直したものであります。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益は7,911百万円増加し、営業利益は4,005百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ472百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	97,715百万円
2. 関連会社に対する株式	635百万円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	10,377百万円
土地	14,553 〃
計	24,931百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金および一年内返済予定の長期借入金	5,948百万円
社債	500 〃
固定負債の「その他」(預り保証金)	1,275 〃
計	7,723百万円
4. 保証債務	
金融機関からの借入	
(株)ふれあいチャンネル	1,489百万円
(株)マルニ木工	125 〃
その他	
従業員	5百万円
5. 債権流動化による買戻し条件付売掛金譲渡(譲渡額面3,552百万円)に伴う買戻し義務限度額が296百万円あります。	
6. 連結子会社の(株)エディオンWESTおよび(株)エディオンEASTは土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。 再評価を行った年月日 (株)エディオンWEST 平成14年3月31日 (株)エディオンEAST 平成14年3月28日 再評価を行った土地の平成22年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額 (株)エディオンWEST 9,474百万円 (株)エディオンEAST 159 〃 なお、上記金額の合計額のうち、3,580百万円は、賃貸等不動産に該当するものです。	
7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行15行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	48,000百万円
借入実行残高	21,000 〃
差引額	27,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 105,665,636株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	527百万円	5円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,030百万円	10円	平成21年9月30日	平成21年12月8日
計		1,558百万円	15円		

3. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項
平成22年6月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項
 - (1) 配当金の総額 1,031百万円
 - (2) 1株当たり配当額 10円
 - (3) 基準日 平成22年3月31日
 - (4) 効力発生日 平成22年6月30日
 (注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金7百万円を含めておりません。これは従業員持株E S O P信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等、安全性の高い金融商品、及び原則として元本が毀損する可能性の低い比較的安全性の高いデリバティブを組み込んだ複合金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためののみ利用しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。
有価証券及び投資有価証券のうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、主たる連結子会社の経理機能を親会社に集中させ、またCMS(キャッシュマネジメントシステム)をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	21,204	21,204	—
(2)受取手形及び売掛金	38,876	38,876	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	6	6	—
②その他有価証券	5,433	5,433	—
資産計	65,519	65,519	—
(1)支払手形及び買掛金	48,215	48,215	—
(2)短期借入金	39,395	39,395	—
(3)社債	500	504	4
(4)転換社債型新株予約権付社債	15,000	14,445	△554
(5)長期借入金(※)	72,051	72,358	307
(6)リース債務(※)	1,312	1,374	61
負債計	176,474	176,293	△181

(※) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債及び(4) 転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	43,160	36,640	(*)	—

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	439
関係会社株式	635
差入保証金	33,518

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表中には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
一部の子会社では、大阪府などの全国主要都市において、賃貸用の店舗物件(土地、建物を含む。)を有しております。
- 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
28,592	28,766

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末残高の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,237円96銭
1株当たり当期純利益	89円60銭

重要な後発事象に関する注記

当社と子会社2社との合併について

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、当社子会社の㈱エディオンWEST及び㈱エディオンEASTを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

エディオングループは、お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業を目指し、グループ共通の経営理念「買って安心、ずっと満足」の具現化を図り、事業活動に取り組んでおります。

近年の激動する経済動向や市場環境の中で、お客様や株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの皆様のご期待にお応えし、経営理念を追求していくためには、より一層の経営効率の向上が必要であると考えております。

今回、合併による組織再編により、意思決定のさらなる迅速化を図るとともに、当社、㈱エディオンWEST及び㈱エディオンEASTそれぞれの経営資源を一体的に運用できる体制を構築いたします。同時にカンパニー制を導入することで、地域特性に応じた柔軟な営業戦略を実行し、お客様のご支持をいただける店舗となるよう努めてまいります。

こうした新たな体制により、経営効率を向上させ、収益力の強化及び企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 合併の日程

合併決議取締役会	平成22年5月14日
合併契約締結	平成22年5月14日
合併承認株主総会	平成22年6月29日(予定)
合併予定日(効力発生日)	平成22年10月1日(予定)

(3) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とします。

(4) 合併に係る割当の内容

完全子会社との合併になるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

(5) 被合併会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(6) 合併当事会社の概要(平成22年3月31日現在)

①商号	㈱エディオン(存続会社)
②主な事業内容	持株会社
③設立年月日	平成14年3月29日
④本店所在地	東京都千代田区
⑤代表者役職氏名	代表取締役社長 久保 允誉
⑥資本金	10,174百万円
⑦発行済株式数	105,665,636株
⑧決算期	3月31日
⑨純資産	141,642百万円(連結)
⑩総資産	403,180百万円(連結)
⑪1株当たり純資産	1,237円96銭(連結)
⑫売上高	820,030百万円(連結)
⑬営業利益	10,509百万円(連結)
⑭経常利益	19,612百万円(連結)
⑮当期純利益	9,323百万円(連結)
⑯1株当たり当期純利益	89円60銭(連結)

①商号	(株)エディオンWEST(被合併会社)
②主な事業内容	家庭電化商品等の販売
③設立年月日	昭和22年5月7日
④本店所在地	広島県広島市
⑤代表者役職氏名 (平成22年4月1日就任)	代表取締役社長 友則 和寿
⑥資本金	19,294百万円
⑦発行済株式数	48,068,270株
⑧決算期	3月31日
⑨純資産	96,843百万円(単体)
⑩総資産	228,624百万円(単体)
⑪1株当たり純資産	2,014円71銭(単体)
⑫売上高	383,377百万円(単体)
⑬営業利益	6,305百万円(単体)
⑭経常利益	9,891百万円(単体)
⑮当期純利益	6,102百万円(単体)
⑯1株当たり当期純利益	126円95銭(単体)

①商号	(株)エディオンEAST(被合併会社)
②主な事業内容	家庭電化商品等の販売
③設立年月日	昭和23年12月27日
④本店所在地	愛知県名古屋市中
⑤代表者役職氏名	代表取締役社長 岡嶋 昇一
⑥資本金	12,694百万円
⑦発行済株式数	29,729,887株
⑧決算期	3月31日
⑨純資産	40,692百万円(単体)
⑩総資産	108,526百万円(単体)
⑪1株当たり純資産	1,368円74銭(単体)
⑫売上高	248,829百万円(単体)
⑬営業損失	2,578百万円(単体)
⑭経常利益	1,992百万円(単体)
⑮当期純利益	1,375百万円(単体)
⑯1株当たり当期純利益	46円25銭(単体)

(7) 合併後の状況

本合併による当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありません。

(8) 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	5,558	買掛金	41,996
売掛金	41,930	短期借入金	41,096
前払費用	691	一年内返済予定の長期借入金	15,600
繰延税金資産	1,026	未払金	4,487
短期貸付金	57,030	未払費用	128
未収入金	2,187	未払法人税等	95
その他	1	預り金	4
流動資産合計	108,426	賞与引当金	273
II 固定資産		その他	123
1 有形固定資産		流動負債合計	103,806
建物	86	II 固定負債	
工具、器具及び備品	517	転換社債型新株予約権付社債	15,000
有形固定資産合計	603	長期借入金	48,950
2 無形固定資産		長期未払金	201
商標権	11	繰延税金負債	115
ソフトウェア	16,366	固定負債合計	64,267
ソフトウェア仮勘定	25	負債合計	168,073
その他	214	(純資産の部)	
無形固定資産合計	16,617	I 株主資本	119,643
3 投資その他の資産		資本金	10,174
投資有価証券	1,137	資本剰余金	108,819
関係会社株式	138,032	資本準備金	62,371
関係会社長期貸付金	21,825	その他資本剰余金	46,448
長期前払費用	1,265	利益剰余金	2,522
差入保証金	5	その他利益剰余金	2,522
敷金	108	繰越利益剰余金	2,522
その他	27	自己株式	△1,873
投資その他の資産合計	162,402	II 評価・換算差額等	258
固定資産合計	179,623	その他有価証券評価差額金	258
III 繰延資産		III 新株予約権	84
社債発行費	9	純資産合計	119,986
繰延資産合計	9	負債・純資産合計	288,059
資産合計	288,059		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
I 営業収益		
経営指導料	12,982	
受取配当金	1,477	
業務委託手数料	424	
その他	0	14,884
II 一般管理費		11,366
営業利益		3,518
III 営業外収益		
受取利息	846	
その他	74	921
IV 営業外費用		
支払利息	1,075	
社債発行費償却	3	
その他	10	1,088
経常利益		3,351
V 特別利益		
投資有価証券売却益	116	116
VI 特別損失		
固定資産除却損	31	
減損損失	53	
その他	3	88
税引前当期純利益		3,379
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	1,027	1,040
当期純利益		2,339

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成21年3月31日残高	10,174	62,371	46,439	108,811	1,742	△68	120,660
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△1,558		△1,558
当期純利益					2,339		2,339
自己株式の取得						△1,834	△1,834
自己株式の処分			8	8		28	37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計			8	8	780	△1,805	△1,016
平成22年3月31日残高	10,174	62,371	46,448	108,819	2,522	△1,873	119,643

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成21年3月31日残高	2	2	—	120,662
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,558
当期純利益				2,339
自己株式の取得				△1,834
自己株式の処分				37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	255	255	84	340
事業年度中の変動額合計	255	255	84	△675
平成22年3月31日残高	258	258	84	119,986

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準および評価方法
有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- その他有価証券
 時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
 （リース資産を除く）
 定率法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 建物 3～15年
 器具備品 4～10年
- ②無形固定資産
 （リース資産を除く）
 定額法によっております。
 ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
 社債発行費
 社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
 一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金にヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,063	百万円
関係会社に対する短期金銭債権	99,018	〃
関係会社に対する長期金銭債権	21,825	〃
関係会社に対する短期金銭債務	3,159	〃

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引		
営業収益	14,884	百万円
一般管理費	917	〃
営業取引以外の取引高	540,652	〃

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	2,533,812株
(注)当事業年度末における自己株式数には、従業員持株E S O P信託口が当事業年度末に所有する当社株式740,200株を含めて記載しております。	

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(繰延税金資産)		
減価償却費	92	百万円
賞与引当金	111	〃
繰越欠損金	809	〃
その他	73	〃
繰延税金資産小計	1,086	百万円
評価性引当額	—	百万円
繰延税金資産合計	1,086	百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△176	百万円
繰延税金負債合計	△176	百万円
繰延税金資産の純額	910	百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

グループ統合システム（器具及び備品、ソフトウェア）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	器具及び備品	その他	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
取得価額相当額	1,071	865	1,936
減価償却累計額相当額	462	386	849
減損損失累計額相当額	53	—	53
期末残高相当額	555	478	1,033

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

(百万円)

1年以内 383

1年超 744

合計 1,127

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(百万円)

(ア) 支払リース料 412

(イ) 減価償却費相当額 387

(ウ) 支払利息相当額 33

(エ) 減損損失 53

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 エディオン WEST	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	6,876 (注)4 - 452 273,386 3,085	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	17,100 33,788 27,580
子会社	株式会社 エディオン EAST	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	4,459 (注)4 - 290 153,686 1,895	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	11,800 15,217 10,363
子会社	株式会社 サンキュー	所有 直接40%	業務委託 仕入代行	仕入代行	40,209	売掛金	3,975
子会社 (注)5	株式会社 ミドリ電化	-	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	1,646 (注)4 - 81 66,477 1,061	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付および預りについては、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

なお、担保の受入および提供はありません。

2. 仕入代行および仕入割引については、当社の仕入先から同一の条件によっております。

3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 資金の貸付については当社が資金の一元管理を行っており、資金の決済は随時おこなわれております。このため、取引金額としての把握が困難であるため記載を省略しております。

5. ㈱ミドリ電化については、平成21年10月1日に㈱エディオンWESTに吸収合併されており、記載の金額は当事業年度の期首から平成21年9月30日までの取引金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,162円61銭

1株当たり当期純利益

22円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、当社子会社の㈱エディオンWEST及び㈱エディオンEASTを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

詳細は、連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月14日(株)エディオンWEST及び(株)エディオンEASTとの合併契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月14日(株)エディオンWEST及び(株)エディオンEASTとの合併契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、常勤監査役が総務人事合同会議等に出席し、また社外監査役2名がそれぞれ子会社1社の監査役を兼務して、一部子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月26日

株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 高橋圭治 ㊟

監査役 石田勝治 ㊟

社外監査役 異相武憲 ㊟

社外監査役 沖中隆志 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら、業績および経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 1,038,720,240円

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

第2号議案 当社と株式会社エディオンWESTおよび株式会社エディオンEASTとの合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社グループでは、株式会社デオデオと株式会社ミドリ電化が平成21年10月1日付で合併および株式会社エディオンWESTへの社名変更、株式会社エイデンが株式会社エディオンEASTへの社名変更、株式会社エヌワークを平成22年4月1日付で100%子会社化など、グループ内の再編を進めてまいりました。

このたび、意思決定のさらなる迅速化および経営資源の一層の効率化を図るため、当社と株式会社エディオンWESTおよび株式会社エディオンEASTとの合併を行うべく合併契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

この合併により、間接部門の効率化、店舗運営の一元化を通じてより一層収益力を向上させ、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

2. 合併契約の内容の概要

合併契約書（写）

株式会社エディオン(以下「甲」という。)、株式会社エディオンWEST(以下「乙」という。)及び株式会社エディオンEAST(以下「丙」という。)は、合併(以下「本件合併」という。)に関し、以下のとおり合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲乙及び丙は、甲を存続会社、乙及び丙を消滅会社として、吸収合併する。

第2条(当事者の商号及び住所)

合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：商号	株式会社エディオン
住所	東京都千代田区外神田一丁目9番14号
吸収合併消滅会社：商号	株式会社エディオンWEST
住所	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
商号	株式会社エディオンEAST
住所	名古屋市中村区名駅四丁目22番21号

第3条(効力発生日)

本件合併がその効力を生ずる日(以下「合併期日」という。)は、平成22年10月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは合併当事会社が協議して会社法第790条第1項に基づきこれを変更することができる。

第4条(合併に際して交付する株式及びその割当て)

合併期日現在において、甲が乙及び丙発行に係る全ての株式を保有しているので、本件合併に際し、吸収合併消滅会社の株主に対する対価の交付は行わない。

第5条(資本金及び準備金など)

甲乙及び丙の合併による資本金、資本剰余金、利益剰余金の変動については、会社計算規則第36条第2項の定めに従い、以下のとおりとする。ただし、必要あるときは甲乙及び丙が協議してこれを変更することができる。

- ① 資本金
増減しない。
- ② 資本準備金
増減しない。

③ その他資本剰余金

合併直前の乙及び丙の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額を増加し、合併直前に甲の有する乙及び丙の株式の帳簿価格並びに乙及び丙の有する自己株式の帳簿価格の合計額を減ずる。

④ 利益準備金

増減しない。

⑤ その他利益剰余金

合併直前の乙及び丙の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を増加する。

第6条(合併交付金)

甲は、本件合併に際し、合併当事会社のいずれの株主に対しても合併交付金を支払わない。

第7条(合併承認総会)

甲乙及び丙は、合併期日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。ただし、株主総会の日は、平成22年6月29日を目途とする。

第8条(会社財産の承継)

- 1 乙及び丙は、その作成による平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日までの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を合併期日に甲に承継する。
- 2 平成22年3月31日から合併期日に至るまでの間の資産及び負債並びに権利義務の変動について、乙及び丙は、別に計算書を作成してその内容を甲に明示する。

第9条(会社財産についての善管注意義務)

甲乙及び丙は、本契約締結後、合併期日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、各自の業務を遂行するものとする。

第10条(従業員)

甲は、乙及び丙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとし、その具体的事項については当事者協議のうえ実行するものとする。

第11条(合併契約の変更及び解除)

本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、合併当事会社の資産又は経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他合併当事会社のいずれかが必要と認めるときには、合併当事会社協議の上、合併条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第12条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、合併当事会社協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙及び丙はその写しを保有する。

平成22年5月14日

- (甲) 東京都千代田区外神田一丁目9番14号
株式会社エディオン
代表取締役社長 久保允誉 印
- (乙) 広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社エディオンWEST
代表取締役社長 友則和寿 印
- (丙) 名古屋市中村区名駅四丁目22番21号
株式会社エディオンEAST
代表取締役社長 岡嶋昇一 印

3. 会社法施行規則第191条1号に定める事項(合併対価及びその割当ての相当性等)の内容の概要

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社エディオンWESTおよび株式会社エディオンEASTの発行する全株式を保有しておりますので、本件合併に際し、吸収合併消滅会社の株主に対して株式その他の対価の交付は行いません。

また、本件合併による当社の資本金の額および資本準備金の額の増加はございません。

4. 会社法施行規則第191条3号に定める事項(相手会社の最終事業年度に係る計算書類等)の内容の概要

別添の「株主総会参考書類」別冊記載の「4. 合併契約の相手会社についての事項」に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営陣の一層の強化を図るため取締役を4名増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くぼ まさ たか 久保 允 誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業㈱(現㈱エディオンWEST) 取締役 昭和56年7月 同社常務取締役 昭和62年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社代表取締役副社長 平成4年4月 同社代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 ㈱デオデオ(現㈱エディオンWEST) 代表取締役会長 平成16年6月 同社取締役会長(現任) 平成19年12月 ㈱ミドリ電化(現㈱エディオンWEST) 取締役会長	2,098,700株
2	おか じま しょう いち 岡 嶋 昇 一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 ㈱栄電社(現㈱エディオンEAST)取 締役 昭和62年1月 同社常務取締役 昭和63年5月 同社代表取締役専務 平成3年5月 同社代表取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長(現任)	1,316,900株
3	とも のり かず とし 友 則 和 寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 ㈱ダイイチ(現㈱エディオンWEST) 取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成14年3月 当社取締役 平成15年7月 ㈱デオデオ(現㈱エディオンWEST) 代表取締役社長(現任) 平成17年4月 当社取締役副社長(現任)	18,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ふじ かわ まこと 藤川 誠 (昭和23年10月5日)	平成8年6月 ㈱エイデンサカキヤ(現㈱エディオンEAST)取締役 平成11年4月 同社常務取締役 平成14年3月 当社取締役 平成16年10月 当社総務人事部長 平成19年4月 ㈱エイデン (現㈱エディオンEAST)専務取締役 平成19年12月 当社総務人事部長兼法務室長 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年4月 当社総務人事本部長兼総務人事部長兼法務室長(現任) 平成22年3月 当社総務人事本部長兼法務室長(現任) 平成22年4月 当社専務取締役(現任)	20,900株
5	なか ぐち ゆう じ 中口 雄司 (昭和23年4月21日)	平成8年11月 ㈱ミドリ電化(現㈱エディオンWEST)取締役 平成19年2月 当社第二商品本部長 平成19年8月 当社近畿営業本部長 平成19年8月 ㈱ミドリ電化(現㈱エディオンWEST)執行役員営業本部長 平成19年12月 同社代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役副社長(現任) 平成22年4月 当社物流本部長(現任)	19,200株
6	ふな もり せい いち 船守 精一 (昭和29年1月14日)	平成16年10月 ㈱デオデオ(現㈱エディオンWEST)本店店長 平成17年4月 同社営業統括本部長兼中国四国営業本部長兼当社中国四国営業本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年4月 当社商品統括本部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社営業本部長 平成22年4月 当社商品本部長(現任)	5,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	* かとうひろひさ 加藤徳寿 (昭和35年3月12日)	昭和53年3月 ㈱栄電社(現㈱エディオンEAST)入社 昭和60年4月 同社一社店長 平成9年4月 同社情報商品部長 平成14年4月 同社執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役営業本部長(現任)	3,900株
8	* まつだこうじ 松田浩二 (昭和30年8月17日)	昭和50年10月 第一産業㈱(現㈱エディオンWEST)入社 平成11年4月 同社第一商品部長 平成12年4月 同社デジタル家電グループ部長 平成13年4月 同社生活家電事業部長 平成16年4月 当社商品政策推進部長 平成16年10月 当社生活家電商品部長 平成21年9月 当社執行役員商品統括部長 平成22年4月 ㈱エディオンWEST取締役営業本部長(現任)	1,900株
9	あさだゆうじ 麻田祐司 (昭和47年6月15日)	平成9年10月 監査法人トーマツ入所 平成12年4月 税理士法人トーマツへ転籍 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年5月 当社入社 経理部長 平成19年2月 当社経理部長兼内部統制推進室長 平成19年4月 当社財務経理部長兼内部統制推進室長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社財務経理本部長兼財務経理部長 平成22年4月 当社財務経理本部長兼経理部長兼管理部長(現任)	1,700株
10	うめはらまさゆき 梅原正幸 (昭和29年1月1日)	昭和63年5月 ㈱ミドリ電化(現㈱エディオンWEST)取締役 平成12年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役副社長 平成19年1月 当社取締役物流・サービス統合推進室長 平成19年12月 当社物流・サービス統合推進室長 平成21年4月 当社内部監査室長(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	315,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	やま さき のり お 山 崎 徳 雄 (昭和32年1月15日)	平成元年4月 ㈱ダイイチ (現㈱エディオンWEST) 入社 平成12年10月 同社シンガポール支店支店長 平成15年4月 同社業態開発部長 平成17年4月 同社戦略推進室部長 平成17年10月 同社社長室室長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 当社戦略推進室長 平成21年4月 当社経営企画室長 (現任) 平成21年6月 当社取締役 (現任)	3,000株
12	* まつ やま やす お 松 山 保 夫 (昭和26年7月22日)	昭和45年3月 ㈱栄電社 (現㈱エディオンEAST) 入社 昭和56年4月 同社西春店長 平成3年4月 同社情報事業部長 平成7年6月 同社取締役 平成14年4月 同社執行役員 平成16年6月 同社取締役社長室長 (現任)	10,499株
13	* ゆ やま たか し 湯 山 隆 司 (昭和33年2月7日)	昭和55年3月 ㈱ミドリ電化 (現㈱エディオンWEST) 入社 平成16年5月 同社取締役人材開発統括部長 平成17年10月 同社執行役員人事部長 平成19年8月 同社上席執行役員販売部長兼教育部長 平成20年4月 同社執行役員政策推進部長 平成21年10月 同社第二総務部長 平成22年1月 同社フランチャイズ推進部長 平成22年4月 同社取締役人事本部長 (現任)	9,467株

- (注) 1. *印は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役高橋圭治、石田勝治、異相武憲の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たか はし けい じ 高橋圭治 (昭和19年4月9日)	平成11年2月 ㈱ミドリ電化(現㈱エディオンWES T)入社 平成11年2月 同社財務部部長代理 平成16年4月 同社顧問 平成19年6月 当社監査役(現任)	1,700株
2	* さ さ き ま さ ひ ろ 佐々木正弘 (昭和19年7月12日)	昭和44年4月 ㈱栄電社(現㈱エディオンEAST)入社 平成4年4月 同社財務部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年4月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成16年6月 当社監査役 平成16年6月 ㈱エイデン(現㈱エディオンEAST)監査役(現任)	22,202株
3	い そう た け の り 異相武憲 (昭和25年7月30日)	昭和55年4月 弁護士登録 昭和58年4月 異相法律事務所開設 平成7年6月 ㈱エイデンサカキヤ(現㈱エディオンEAST)監査役(現任) 平成14年3月 当社監査役(現任) 平成18年7月 旭化学工業株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. *印は、新任監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. 異相武憲氏は、社外監査役候補者であります。
 5. 異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており、その専門的知見に基づく指導および監査等、社外監査役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 6. 異相武憲氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。
 7. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、現行定款において社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、その規定により社外監査役候補者異相武憲氏との間に責任限定契約を締結しております。同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤栄次氏の選任の効力は本定時株主総会開催の時までとされており、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、当社定款の規定により補欠監査役の選任の効力は選任後4年内の定時株主総会開催の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かとう えいじ 加藤 栄次 (昭和23年4月4日)	昭和47年 4月 東洋信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 昭和49年11月 監査法人丸の内会計事務所入所 昭和56年 9月 公認会計士加藤栄次事務所開業、現在に至る 平成16年 6月 (株)エイデン (現(株)エディオンEAST) 監査役 (現任) 平成16年 6月 当社監査役補欠者に選任、現在に至る	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 加藤栄次氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これにより、加藤栄次氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会においての年額5億500万円以内とご承認いただいておりますが、その後の経済情勢の変化および第3号議案「取締役13名選任の件」が承認されますと取締役の員数が4名増員となること等の諸般の事情を考慮し、年額8億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

以上

第9回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」
- 最寄りの駅 JR品川駅・京浜急行品川駅 下車徒歩3分
- お 願 い : 当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮お願い申し上げます。

[会場付近略図]

